

官 報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務六八）

○独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通三）

○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通五三）

〔規 則〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則（特定個人情報保護委一）

〔告 示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務三七八）
○除籍が滅失した件（同三七九）

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と万国共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四三）

（外務二四三）

○カラ橋及びクモング橋建設計画のための贈与に関する日本国政府と万国共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四四）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（厚生労働三一八）

（厚生労働三一八）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同三一九）

（同三一九）

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同三二〇）

（同三二〇）

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（農林水産一七九〇）

（農林水産一七九〇）

○保安林の指定をする件

（同二七九一、一八〇七）

○保安林の指定を解除する件

（同二八〇八、一八一六）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通八六四）

○航路標識に関する件（海上保安庁五五）

（海上保安庁五五）

○道路に関する件

（東北地方整備局一三三）

○都市計画に関する件

（関東地方整備局二九六）

○道路に関する件（同二九七、二九八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 金融庁 財務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）

小瀬川水系河川整備計画の策定について（同）

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

法 務

公証人任免（法務省）

〔公 告〕

諸事項

官 庁

監査法人処分、公認会計士懲戒処分、財団、製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者である津久井修司が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月十五日

東京都八王子市元八王子町二丁目二〇五二番地一リブア城山二〇七号
 株式会社東京グッドライフアカデミー
 日本における代表者 津久井修司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者である秋元春生が退任する事に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月十五日

東京都港区南青山二丁目二番二五号ウイン青山九四二
 Frontier-Sentinelactor
 日本における代表者 秋元 春生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者であるフィリップ・パベルが退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月十五日

新潟市北区大友浜新町二丁目一四番二二号
 パラレー565
 日本における代表者
 フィリップ・パベル

限定承認公告
 本籍埼玉県川口市前川一丁目八五八番地、最後の住所埼玉県川口市前川一丁目四番二号
 被相続人 亡 徳橋 勉
 右被相続人は平成二十七年三月九日死亡し、その相続人は平成二十七年七月六日さいたま家庭裁判所家事部にて限定承認をしたから、一切の相続権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日

埼玉県さいたま市南区白樺三二一三四
 第二種伸ビル二〇二 むつみ法律事務所
 相続財産管理人徳宿富枝
 代理人弁護士 高宮 大輔

限定承認公告
 本籍東京都江戸川区中央二丁目二五番、最後の住所東京都江戸川区中央二丁目二五番一
 被相続人 亡 小本 春江
 右被相続人は平成二十七年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年七月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日

東京都江戸川区中央二丁目二五番一
 相統財産管理人 小木 定雄

限定承認公告
 本籍長崎県佐世保市相浦町一四〇七番地、最後の住所長崎県佐世保市愛宕町一一番地四
 被相続人 亡 柏木 岩夫
 右被相続人は平成二十七年三月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十三日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日

長崎県佐世保市愛宕町一一番地四
 相統財産管理人 柏木 浩一

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十七年七月十五日

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月十五日
 東京都八王子市横山町三番二二号
 株式会社エスエストラスト
 代表取締役 杉本 浩司

平成二十七年七月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一第一号東京共同会計事務所内
 日光特定目的会社
 取締役 白井 正志

第二種金融商品取引業の廃止の公告
 当社は平成二十七年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十七年七月十五日

東京都新宿区新宿六丁目二四番一六号
 新築不動産ビジネス株式会社
 代表取締役 新田 隆嗣

第二種金融商品取引業の廃止の公告
 当社は、平成二十七年八月十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十七年七月十五日

大阪府中央区南船場四丁目一三番二二号南船場OMビル六A
 株式会社マリノ通商
 代表取締役 神原 健司

優先資本金の額の減少の公告
 当社は、資産の流動化に關する法律第九九条に基づき、優先資本金の額を八億円減少することといたしました。

平成二十七年七月十五日

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の確定した最終事業年度はありませ

平成二十七年七月十五日
 東京都千代田区丸の内三丁目一第一号東京共同会計事務所内
 日光特定目的会社
 取締役 白井 正志

訂正公告
 平成二十七年七月三日(号外第一五〇号)掲載の決算公告(梓組)中「株主名簿簿籍」とあるは「株主名簿簿籍簿」の誤りにつき訂正します。
 平成二十七年七月十五日
 東京都中央区銀座一丁目七番七号
 株式会社金屋堂
 代表取締役 永田 次郎

平成二十七年七月十五日

株式会社金屋堂
 代表取締役 永田 次郎

平成二十七年七月十五日(号外第五九九号)厚生労働省告示第七十四号(指定居宅サービス)に關する費用の額の算定に關する基準の一部を改正する件(原稿誤り)
 五ページ上段終りから四行目は次のとおり
 五ページ上段終りから四行目は次のとおり
 五ページ上段終りから四行目は次のとおり

平成二十七年七月十五日

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

五二下 一 一九に改め
 五三上 二 二を削り
 二〇〇XはY22

発行所	〒105-8404 東京都港区新橋二丁目二番地
電話	03(3587)4294
定款	平成二十七年六月二十五日付第一五〇二頁
定章	平成二十七年六月二十五日付第一五〇三頁
役員	代表取締役 白井 正志
監事	監事 白井 正志

平成二十七年七月十五日

平成二十七年七月十五日

平成二十七年七月十五日

平成二十七年七月十五日